

民事法律扶助手続きの流れ

申込・相談受付

審査・援助開始決定

訴訟代理・書類作成

返済開始

事件終了・終結

司法書士報酬等確定

返済終了

立替金の返済方法は

立替費用は原則として毎月分割で返済していくことになります。ただし、生活保護を受給している等の事情により返済が困難な場合には、援助終結まで返済を猶予する制度もあります。なお、援助終結時に財産的利益を得られず、生活保護を受給されている等の場合には、申請により返済が免除されることがあります。

詳しくは、お近くの「司法書士会」や「法テラス」へお問い合わせください。

日本司法書士会連合会

TEL : 03-3359-4171 FAX : 03-3359-4175
〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-37
<https://www.shiho-shoshi.or.jp/>

日本司法支援センター（法テラス）サポートダイヤル

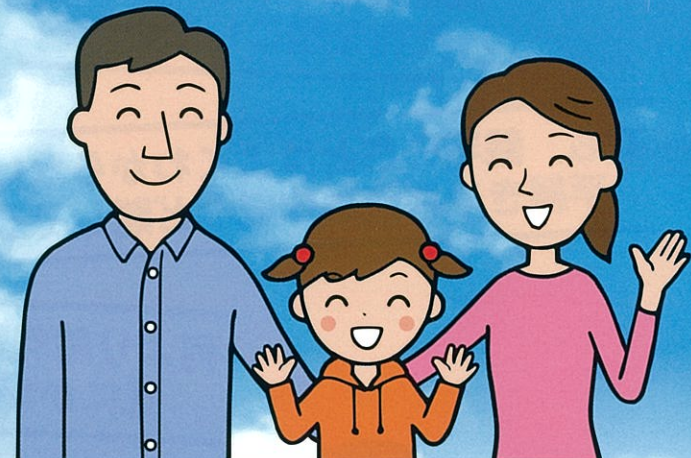
0570-078374(おなやみなし)
平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00
(祝日、年末年始を除く)

全国司法書士会一覧

会名	〒	事務局所在地	電話番号
札幌会	060-0042	北海道札幌市中央区大通西 13-4	011-281-3505
函館会	040-0033	北海道函館市千歳町 21-13 桐朋会館内	0138-27-0726
旭川会	070-0901	北海道旭川市花咲町 4	0166-51-9058
釧路会	085-0833	北海道釧路市宮本 1-2-4	0154-41-8332
宮城県会	980-0821	宮城県仙台市青葉区春日町 8-1	022-263-6755
福島県会	960-8022	福島県福島市新浜町 6-28	024-534-7502
山形県会	990-0021	山形県山形市小白川町 1-16-26	023-623-7054
岩手県会	020-0015	岩手県盛岡市本町通 2-12-18	019-622-3372
秋田県会	010-0951	秋田県秋田市山王 6-3-4	018-824-0187
青森県会	030-0861	青森県青森市長島 3-5-16	017-776-8398
東京会	160-0003	東京都新宿区四谷本塩町 4-37 司法書士会館 2F	03-3353-9191
神奈川県会	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町 223-1 NU 関内ビル 4 階	045-641-1372
埼玉会	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-16-58	048-863-7861
千葉会	261-0001	千葉県千葉市美浜区幸町 2-2-1	043-246-2666
茨城会	310-0063	茨城県水戸市五軒町 1-3-16	029-225-0111
栃木県会	320-0848	栃木県宇都宮市幸町 1-4	028-614-1122
群馬会	371-0023	群馬県前橋市本町 1-5-4	027-224-7763
静岡県会	422-8062	静岡県静岡市駿河区稲川 1-1-1	054-289-3700
山梨県会	400-0024	山梨県甲府市北口 1-6-7	055-253-6900
長野県会	380-0872	長野県長野市妻科 399	026-232-7492
新潟県会	950-0911	新潟県新潟市中央区笹口 1-11-15	025-244-5121
愛知県会	456-0018	愛知県名古屋市中区熱田区新尾頭 1-12-3	052-683-6683
三重県会	514-0036	三重県津市丸之内養正町 17-17	059-224-5171
岐阜県会	500-8114	岐阜県岐阜市金竜町 5-10-1	058-246-1568
福井県会	918-8112	福井県福井市下馬 2-314 司調合同会館	0776-43-0601
石川県会	921-8013	石川県金沢市新神田 4-10-18	076-291-7070
富山県会	930-0008	富山県富山市神通本町 1-3-16 エスポワール神通 3F	076-431-9332
大阪会	540-0019	大阪府大阪市中央区和泉町 1-1-6	06-6941-5351
京都府会	604-0973	京都府京都市中京区柳馬場通麩川上ル 5 丁目 232 番地の 1	075-241-2666
兵庫県会	650-0017	兵庫県神戸市中央区楠町 2-2-3	078-341-6554
奈良県会	630-8325	奈良県奈良市西木辻町 320-5	0742-22-6677
滋賀県会	520-0056	滋賀県大津市末広町 7-5 滋賀県司調会館 2F	077-525-1093
和歌山県会	640-8145	和歌山県和歌山市岡山丁 24	073-422-0568
広島県会	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀 6-69	082-221-5345
山口県会	753-0048	山口県山口市駅通り 2-9-15	083-924-5220
岡山県会	700-0023	岡山県岡山市北区駅前町 2-2-12	086-226-0470
鳥取県会	680-0022	鳥取県鳥取市西町 1-314-1	0857-24-7013
島根県会	690-0887	島根県松江市殿町 383 番地 山陰中央ビル 5 階	0852-24-1402
香川県会	760-0022	香川県高松市西内町 10-17	087-821-5701
徳島県会	770-0808	徳島県徳島市南前川町 4-41	088-622-1865
高知県会	780-0928	高知県高知市越前町 2-6-25	088-825-3131
愛媛県会	790-0062	愛媛県松山市南江戸 1-4-14	089-941-8065
福岡県会	810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴 3-2-23	092-714-3721
佐賀県会	840-0843	佐賀県佐賀市川原町 2-36	0952-29-0626
長崎県会	850-0874	長崎県長崎市魚の町 3-33 長崎県建設総合会館本館 6 階	095-823-4777
大分県会	870-0045	大分県大分市城崎町 2-3-10	097-532-7579
熊本県会	862-0971	熊本県熊本市中央区大江 4-4-34	096-364-2889
鹿児島県会	890-0064	鹿児島県鹿児島市鶴池新町 1-3 司調センタービル 3F	099-256-0335
宮崎県会	880-0803	宮崎県宮崎市旭 1-8-39-1	0985-28-8538
沖縄県会	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち 4-16-33	098-867-3526

2020.8

**裁判費用を
援助する制度を
ご存じですか**



**民事法律
扶助制度**

**まずは司法書士に
ご相談ください**

日本司法書士会連合会
<https://www.shiho-shoshi.or.jp/>

ある日、身に覚えもないのに、
訴えられた…。

毎月の返済に追われ困っている…。

誠意の見られない相手に
裁判を起こしたい…。

でも、裁判のことはよくわからないし、
手続きや書類の作成など難しそう。

何より裁判費用が
気にかかる。



\\ どうしよう。 \\

民事法律扶助制度とは、経済的に余裕の無い方が法的トラブルにあったときに、日本司法支援センター（法テラス）が無料法律相談を行い、必要な場合、裁判費用や司法書士・弁護士費用等をあなたに代わって一時的に立替払いしてくれる制度です。

司法書士は、あなたに代わって裁判所に提出する書類の作成をすることができます。また、法務大臣の認定を受けた司法書士（認定司法書士）は、訴額 140 万円以下の民事事件については、法律相談を実施し、あなたの代理人として裁判手続や調停手続を行うことができますし、裁判外での和解交渉を行うこともできます。

\\ そうだ！
民事法律扶助
があった。 \\

法的トラブルにあって「どうしよう。」と思われたときは、ぜひ、司法書士にご相談ください。民事法律扶助を使って、司法書士があなたのお力になります。

民事法律扶助を利用するための要件

1. 資力基準

(1) 収入

賞与も含んだ月収（手取り）の目安は次のとおりです。

単身者	182,000 円 (200,200 円) 以下
2 人家族	251,000 円 (276,100 円) 以下
3 人家族	272,000 円 (299,200 円) 以下
4 人家族	299,000 円 (328,900 円) 以下

※（ ）内は、東京・大阪などの大都市の基準です。
※以下、1 人増につき 30,000 円 (33,000 円) を加算。これを上回る場合でも、家賃、住宅ローン、医療費、教育費などの出費があるときは一定額が考慮されます。
※東日本大震災の被災者については、資力に関係なく無料法律相談を受けられるなどの特例があります（震災法律援助）。
※平成 28 年 7 月から、一定の要件を満たす大規模災害の被災者については、資力に関係なく、災害発生日から最長で 1 年間、無料法律相談を受けられるようになりました。（被災者法律相談援助）

(2) 資産

申込者及び配偶者の有する現金、預貯金、有価証券、不動産等の時価の合算した額が次の額以下であることが必要です。

単身者	2 人家族	3 人家族	4 人家族以上
180 万円以下	250 万円以下	270 万円以下	300 万円以下

※生活のために必要な住宅及び農地、係争物件である資産、配偶者が紛争の相手方であるときの配偶者の資産は除外できます。
※将来負担すべき医療費、教育費などの出費がある場合は相当額が控除できる場合があります。
※なお、法律相談援助のみを利用される場合は、取扱いが異なります。

2. 勝訴の見込みがないとはいえないこと

和解、調停、示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、自己破産の免責見込みがあるものも含まれます。

3. 民事法律扶助の趣旨に適すること

報復的感情を満たすだけや宣伝のためといった場合、または、権利濫用的な訴訟の場合などは利用できません。

司法書士等の費用の立替とは

法律扶助が決定されると、次の費用が立て替えられます。

- ① 司法書士等の費用
- ② 裁判所に納める費用等（印紙・郵便切手）
- ③ 成年後見等開始申立てに伴う鑑定費用等